○年○月○日

各評議員あて提案書・同意書例

評議員各位

社会福祉法人○○○

理事長　○○　○○

評議員会の目的である事項の提案等について

　社会福祉法第45条の９第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条の規定（評議員会の決議の省略）に基づき、下記のとおり評議員会の目的である事項（議案）を、下記のとおり提案いたします。

評議員の皆様におかれては、議案の内容をご検討いただき、当該全議案に同意いただける場合には、別紙「評議員会決議事項についての同意書」に記名押印の上、本会へご返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、同条及び定款第○○条第○項の規定に基づき当該全議案について評議員の皆様全員から同意いただけた場合には、当該議案を可決する評議員会の決議があったものとみなし、評議員会を開催しないこととさせていただくことを申し添えます。

記

１　提案事項

第○号議案　　○○○○

議案の概要　　○○○○○○○○

２　同意書の送付について

○年○月○日までにご送付いただくようお願いいたします。

３　連絡先

社会福祉法人○○○　（担当：○○）

電話　○○○○－○○－○○○○

【社会福祉法】

（評議員会の運営）

第45条の9　定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

2～9　（略）

10　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条から第183条まで及び第192条の規定は評議員会の招集について、同法第194条の規定は評議員会の決議について、同法第195条の規定は評議員会への報告について、それぞれ準用する。この場合において、同法第181条第1項第3号及び第194条第3項第2号中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】

（評議員会の決議の省略）

第194条　理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2～3　（略）

4　第1項の規定により定時評議員会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終結したものとみなす。

評議員会決議事項についての同意書

私は、社会福祉法第45条の９第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条の規定（評議員会の決議の省略）に基づき、○年○月○日付書面にて提案のありました下記の提案事項の全てについて同意します。

記

【提案事項】

第○号議案　　〇〇〇〇

議案の概要　　〇〇〇〇〇〇〇〇

第○号議案　　〇〇〇〇

議案の概要　　〇〇〇〇〇〇〇〇

社会福祉法人○○○

理事長　○○　○○　様

年　　　月　　　日

　評議員　　　　　　　　　　㊞